


管理者対象

働き方改革研修のご案内

働き方改革関連法が施行され、有給休暇の指定義務等の運用が実際に始まりました。管理者として理解しておかなければならない変更点を解説し、実際の運用方法についてアドバイスを致します。

日時	内容
5月16日 木曜日 13時30分 ～16時30分	<ol style="list-style-type: none">1 働き方改革の概要、施行日2 残業時間規制について3 有給休暇時季指定義務について4 女性や若者が活躍しやすい環境整備5 高齢者の就業促進6 子育て・介護と仕事の両立7 仕事の改善・労働生産性の向上 

- グループワークを中心に自分で考えて答えを探す参加型の主体的な研修です。
- 実践重視で、成果を出す研修プログラムです。

●講師

吉井 元子

伏屋社会保険事務所
コンサルティング部 部長
特定社会保険労務士

コンサルタントとしても経験豊富な、労務管理・人材育成のプロフェッショナル



費用
(税別)

15,000円

Kの会会員様

14,000円

急用による受講者の
変更も可能です。

↓お申し込み方法については裏面をご覧ください。

●お申し込み

受講される方の氏名、生年月日等を下記に記入の上、実施日の1週間前までにFAX頂きますようお願い致します。

●お支払い

お申し込みを確認いたしましたら、請求書を送らせていただきます。

●お問い合わせ先

(株)中部人材育成センター／伏屋社会保険労務士事務所
コンサルティング部 坂下

〒500-8285 岐阜市南鶉4-47

TEL : 058-272-3872

FAX : 058-276-2027

E-mail : advice@fuseya.co.jp

最少催行人数4名
お申し込みが4名に
達しない場合は研修
が中止となる可能性
がございます。



働き方改革研修申込書 会社名

氏名	フリガナ	生年月日	性別	勤続	役職